

# 北海道セーリング連盟 諸規程 改正案

平成 30 年 4 月 14 日

## 北海道セーリング連盟 規約

### 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は北海道セーリング連盟と称する。

なお、英文では、Hokkaido Sailing Federation(略称 HSAF)と称する。

(所在地)

第 2 条 本会は、事務所を第 8 章補足 (付則)

第 1 条の定める所に置く。

### 第 2 章 目的と事業

(目的)

第 3 条 本会は、セーリングスポーツに関し、北海道を代表する機関として、すべての形態のセーリングスポーツを統括し、セーリングスポーツの健全なる発展ならびにその普及を図る。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1)セーリングスポーツの普及育成を図る。
- (2)セーリングスポーツ競技の開催。
- (3)日本セーリング連盟の会員登録の促進・支援。
- (4)北海道の地域特性を活かしたセーリング活動及び技術の開発・推進。
- (5)その他本会の目的を達成するために必要な事業。

### 第 3 章 組 織

(組織)

第 5 条 本会は、次に掲げる北海道内のセーリングスポーツ団体をもって構成する。

- (1)市区町村等の地域を代表する単位加盟団体。
- (2)前項の団体以外の全道を組織化し、代表する公認団体。
- (3)前二項以外の、第 3 条の目的を担う活動をする団体で、登録のみを認定された団体。

2. 本会は、公益財団法人日本セーリング連盟ならびに公益財団法人北海道スポーツ協会に加盟する。

(加盟および脱退)

第 6 条 本会に加盟しようとするときは、役員会の承認を得なければならない。

2. 本会の加盟団体が、第 5 条に掲げる資格を

失ったとき、または、本会の加盟団体として不適当と認められたときは、役員会の議決を経て脱退させることができる。

3. 加盟団体は別に定める加盟団体に関する規程を守らなければならない。

### 第 4 章 役員・名誉会長・顧問・参与および賛助会員

(役員等)

第 7 条 本連盟に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
副理事長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名
名誉会長	1 名
顧 問	若干名
参 与	若干名

2. 本連盟に賛助会員を置くことができる。

(選任及び委嘱)

第 8 条 会長は、役員会において選任する。

会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2. 副会長は、会長が委嘱し、会長を補佐し、会長事故ある時は会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代行する。

3. 理事長は、理事の推薦により理事より選出し、会長がこれを委嘱する。理事長は、理事会、役員会の議決に基づき会務を掌理する。

4. 副理事長は、理事より理事長が委嘱し、理事長を補佐し、理事長事故ある時はこれを代行する。

5. 理事は、別に定める北海道セーリング連盟役員規程に則り、次の方法により選出し、役員会に組織され、会務を議決、執行する。

(1)加盟団体が推薦し、会長が委嘱したもの。

(2)学識経験者および会員より会長が推薦し役員会の承認を得たもの。

6. 監事は、会長が委嘱し、事業および財務を監査する。

7. 本会に名誉会長、顧問および参与をおくことができる。名誉会長、顧問および参与は会長が委嘱し、重要な会議の諮問に応ずる。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(補欠役員補充および任期)

第 10 条 役員に欠員が生じたときは、役員補充を行う。補欠役員は会長が委嘱する。

2. 前項により委嘱された補欠役員任期は、前任者の残余期間とする。

(解任)

第11条 役員は、役員会の議決に基づき解任することができる。

## 第5章 会 議

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事、名誉会長、顧問および参与により構成し、本会の最高決議機関とする。

2. 役員会は、年1回以上会長が召集する。ただし、会長が必要と認めた時、また役員<sup>の</sup>3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあった時は、臨時役員会を召集する。
3. 役員会に付議する事項は、開催日の10日前までに役員に通知しなければならない。ただし、会長が緊急の必要があると認めた時はこの限りでない。

(役員会の成立と議決)

第13条 役員会は、役員<sup>の</sup>2分の1以上の出席をもって成立とする。なお、該当議事につき書面をもってあらかじめ、意志を表示した者は出席者とみなす。

2. 役員会の議決は、出席者の過半数の議決をもって定め、可否同数の時は、議長がこれを定める。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長および理事をもって組織する。

2. 理事会は、理事長が召集し議長となり、会務の執行に必要な事項審議執行する。
3. 理事は、必要に応じて、理事長へ理事会の開催を請求することができる。
4. 理事会は、理事<sup>の</sup>2分の1以上の出席をもって成立とする。なお、該当議事につき書面をもってあらかじめ、意志を表示した者は出席者とみなす。
5. 理事会の議決は、出席者の過半数の議決をもって定め、可否同数の時は、議長がこれを定める。

(部および委員会)

第15条 本会の事業達成のため、必要に応じて役員会の決議を経て、別に定める北海道セーリング連盟組織規程に基づき、部、その中に各種委員会を設けることができる。

部および委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

2. 部の部長は、役員があたる。
3. 部および委員会は、理事会の決議を経

て付託された事項を審議し、それを行い、理事会に報告しなければならない。

## 第6章 会 計

(会計)

第16条 本会の運営経費は、下記に掲げるもので支弁する。

- (1) 北海道セーリング連盟会員会費および役員会費
  - (2) 日本セーリング連盟会員登録料還付金
  - (3) 各加盟団体、公認団体および登録団体の分担金
  - (4) 公共団体ならびに上部団体よりの補助金
  - (5) 賛助会費及び寄付金
  - (6) その他の収入
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第17条 本会の規約は、役員会で審議し、出席役員<sup>の</sup>3分の2以上の同意を経なければならない。

(解散)

第18条 本会の解散については、役員会で審議し、出席役員<sup>の</sup>3分の2以上の同意を得なければならない

(残余財産の処分)

第19条 本会の解散に伴う残余財産は、役員会で審議し、出席役員<sup>の</sup>3分の2以上の同意を経て、本会の目的に類似の団体に寄付するものとする。

## 第8章 補 則

(細則)

第20条 本規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は、役員会において定める

(付則) 本会の事務所は、下記の所に置く。

北海道立総合体育センター内

(付則)

本規約は昭和57年5月1日より施行する。

(付則)

本規約は平成13年4月21日より施行する。

(付則)

本規約は平成19年4月21日より施行する。

(付則)

本規約は平成30年4月1日より施行する。

## 北海道セーリング連盟

### 役員規程

第1条 本会理事の選出は、次のようにする。

2. 加盟団体より25名以内の理事が推薦される。その配分は日本セーリング連盟会員登録数に基づく。

3. 会長推薦理事は10名以内とする。

第2条 本会役員は次の役員会費を納入する。

会長	50,000円
副会長	20,000円
理事長	20,000円
副理事長	10,000円
理事	10,000円
監事	10,000円
名誉会長	20,000円
顧問	10,000円
参与	10,000円

(附則) この規程は、平成30年4月1日から施行される。

## 北海道セーリング連盟

### 加盟規程

第1条 本会は、規約第6条3項により、加盟公認登録団体に関する規定を定める。

第2条 加盟公認登録団体は、規約第5条に規定する、スポーツ団体でなければならない。

第3条 加盟公認登録団体は、その年の6月末日までに本規程第4条に定める分担金を納入しなければならない。

第4条 加盟公認登録団体の納入する分担金は、次の通りとする。

- (1) 加盟団体 10,000円
- (2) 公認団体 10,000円
- (3) 登録団体 10,000円

第5条 加盟公認登録団体は、次の報告をしなければならない。

- (1) 新年度の事業計画
- (2) 新年度の役員一覧表
- (3) 会員名簿
- (4) その他本会の必要と認めたもの

第6条 加盟団体は、その市町村等において市町村体育協会等地域のスポーツ団体と連携しつつ、当該地域のセーリング

を行うものに対し日本セーリング連盟及び本会への会員登録の促進と支援に努めるものとする。

第7条 本会の会員会費の年額は以下の通りとする。

一般会員	2,000円
大学生会員	2,000円
高校生会員	2,000円
ジュニア会員	500円
個人賛助会員	500円

第8条 いったん納入した分担金等は、いかなる理由があっても返還しない。

(附則) この規程は、平成30年4月1日から施行される。

## 北海道セーリング連盟

### 組織規程

第1条 本会に次の部および委員会を設ける。

(1) 総務部

事務局、企画・情報委員会、会員拡大委員会、水域利用安全委員会、指導者委員会

(2) 競技運営部

レース委員会、ルール委員会、テクニカル委員会

(3) 強化部

国体種目委員会、学連委員会、高体連委員会、ジュニア・ユース委員会

(附則)

この規程は、平成30年4月1日から施行される。

## 北海道セーリング連盟

### 大会参加規程

(以下の規定を廃止する)

第1条 本会は、規約第4条により、加盟公認団体が主催し、本会が共同主催もしくは公認する大会の参加者から、参加料をもとめる。

第2条 参加料は次の通りとする。

300円/艇

第3条 本会は、規約第4条により、加盟公認団体が主催し、本会が共同主催もしくは公認する大会には、加盟団体の要請により本会が役員を派遣する。